

規制改革実施計画（抄）

平成 30 年 6 月 15 日 閣議決定

目 次

II 分野別実施事項

2. 農林分野

- (6) 林業の成長産業化、木材の利活用促進及び森林資源の適切な管理を進めるための改革 8
 (7) 新たな森林管理システムに関する事項 11

(6) 林業の成長産業化、木材の利活用促進及び森林資源の適切な管理を進めるための改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
8	林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を進めるためのKPIの設定及び工程表の作成	<p>a 集積・集約化により林業生産林として整備していくべき人工林の面積や、整備する路網の規模、国産材の供給量の見込み、さらには、川上から川下までの林業全体の付加価値生産額などに関し、適切なKPIを用いて、時期を明示した目標を定めるとともに、その目標の実現に向けた施策の工程表を明らかにする。</p> <p>b 上記aにおいて定めた目標を確実に達成するため、PDCAサイクルにより目標及び工程表の進捗状況を定期的に把握し、必要な施策の見直しを行うとともに、先行する優良事例について、その横展開を進める。</p>	<p>a:措置済み b:平成30年度以降、継続的に実施</p>	農林水産省
9	<u>木材の生産流通構造改革</u>	<p>木材の生産流通構造改革を推進するために、以下に掲げる方向で検討する。</p> <p>a 川上から川下までを網羅し、かつ長期・大ロットでの事業展開が可能な事業者を軸とした、マーケットインの発想に基づくサプライチェーンの再構築を促進する方策を検討、実施する。</p> <p>b ICTの利活用を徹底し、森林調査や施業計画立案の高度化、市場情報のサプライチェーンを通じた共有による作業効率や付加価値の抜本的向上などを促進する方策を検討、実施する。</p> <p>c サプライチェーンに携わる多様な担い手や消費者が、森林の機能、成長段階、利用状況等を把握、理解できるような情報の整理、集約の方策を検討する。</p> <p>d 森林組合との連携や加工・流通の合理化を進めるとともに、高付加価値な木材市場を切り開く加工事業者の市場に即応した林業経営への進出や、市場を見据えた林業経営体の川下事業への展開を促進するなど、林業の成長産業化に向けた生産流通構造改革の担い手に政策資源を重点化する。</p>	既に検討開始、結論を得次第速やかに実施	農林水産省

No	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
10	<u>林業の成長産業化に向けた国産材の生産流通構造改革</u>	<p>a 木材の需要拡大・利用促進を図りつつ、実需者の注文に応じた原木供給や、森林から住宅建設の現場に至る物流の最適化等、マーケットインの発想に基づきバリューチェーンの全体最適化が進められることとなるよう、民間事業者が需給等のデータを共有する取組を促進する。</p> <p>b 林業の成長産業化に向け、行政財産である国有林野の一定区域について、国有林野の有する公益的機能を維持しつつ、民間事業者が長期・大ロットの立木の伐採・販売という形で使用収益できる権利を得られるよう、次期通常国会に向けて国有林野関連の所要の法律案を整備する。</p> <p>なお、公共施設等運営権制度の活用がより効果的で必要な場合は併せて民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）についても所要の措置を講ずる。</p>	<p>a:平成30年度検討開始、結論を得次第速やかに措置</p> <p>b:平成30年度措置</p>	<p>a:農林水産省</p> <p>b:内閣府 農林水産省</p>
11	<u>木材の利活用を過度に制限している規制・基準等の見直し</u>	<p>以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正建築基準法の下で整備する基準等については、木材の特性や意匠性を活かした木材の需要を拡大する上で効果的な環境を整備するため、主要構造部に対する防火規制、内装制限等について、建築技術の動向や海外の事例、木材利用の将来のニーズを踏まえ、必要な合理化を進める。 地域経済を担う中小の木材製品生産者が、特徴ある多品種少量の木材を、新たな建築用途向けに円滑に出荷できるよう、その条件となる日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく認証取得について、JAS認証の料金体系や、取得支援体制の在り方、工場単位ではなく木材製品単位で品質を認証する方策の導入などを含めた、幅広い木造建築の利用に資する品質を保証する仕組みの見直しを行う。その際、事業形態の異なる様々な利用者の認証に係る負担の実態把握を行い、利用者の事業形態に即した負担水準となるよう、必要に応じ、その軽減策を講ずる。 	<p>平成30年度検討開始、結論を得次第速やかに措置</p>	<p>農林水産省 国土交通省</p>

No	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
12	都市部等での木造需要増に向けた中規模木造ビルの普及促進	<p>以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市部等で相当量の木造需要を生み出すことが期待される「中規模木造ビル」を全国で立地させることを目指し、関連する様々な事業者、事業者団体、利用者、行政が連携し、モデルとなる建築物の可視化、そのような建築物に適合した部材の規格や設計方法の整理・普及、都市部の中規模木造ビルを量産し得るようになるためのサプライチェーンを通じた生産システムづくりなどに取り組むための場を立ち上げる。 ・中規模木造ビルによる需要拡大を加速し、多くの民間事業者等が自らその建築等に関与する動きを拡大するために、国は、中規模木造ビルの考え方に即した建築提案を募り、モデル事業として位置付けてその実現を促進する。 	平成30年度措置	農林水産省
13	強度の高いCLT利活用の促進	CLTに関しM60まで規定する現行の告示「特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件」(平成13年国土交通省告示第1024号)を改正し、既に、JAS規格が策定されているM120までを規定する。	平成30年度措置	国土交通省
14	伝統構法木造建築物に関する規制の見直し	<p>以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石場建てや継手・仕口の木組みなど伝統構法に用いられる様々な仕様が建築物の安全性を担保する上で十分であるかどうかについて検証する。実現される安全性の程度が十分であるとの評価が得られた場合には、建築に関する規制制度面で、伝統構法の仕様を採用しやすくなるような環境を整備する。 ・日本の伝統構法の技術を継承していくためにも、建築物の質の確保・向上を担う大工等の人材育成に向けた取組を進める。 	平成30年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	国土交通省

(7)新たな森林管理システムに関する事項

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
15	市町村が仲介者となって森林の集積・集約化を進める仕組みの創設	<p>以下に掲げるとおり、新たな森林管理システムを構築する。</p> <p>a 森林所有者の森林管理の責務を明確化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な時期における森林の伐採、造林、間伐の実施など森林所有者が果たすべき、森林の適正な管理と効率的利用に関する責務を明確化する。 その上で、森林管理等の責務を果たすことが困難な所有者にあつては、市町村への管理委託が進む十分な動機付けとなるような仕組みを構築する。 自ら責務を果たす意向を示したにもかかわらず一定期間、責務が果たされない場合には、裁定等により迅速に市町村の管理に委ねるなど、実効ある仕組みを構築する。 <p>b 森林所有者自ら森林管理を行わない場合には、市町村が経営・管理を受託した上で、意欲と能力のある林業経営体に再委託し、経営を集積・集約化する仕組みを構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 様々な森林の管理委託を受ける市町村が意欲と能力のある林業経営体を広く募集するなど、森林を積極的に意欲ある経営体に委ね、生産性の高い林業経営を促す仕組みを構築する。 民間に委ねる生産性の高い森林については、この新システムを構築した地域を中心として、森林作業道だけでなく基幹的な道も含めたネットワークを構築する路網整備を、森林整備事業も活用して進めるとともに、高性能林業機械の導入を重点的に推進する。 <p>c 市町村が再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市町村が間伐等の公的管理を行う仕組みを構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 林業生産林としての採算性が見込めない森林については、管理コストが小さくなる育成複層林への転換を進める。 民間事業者にできるだけ幅広い範囲で作業委託できるようにする。 	措置済み	農林水産省
16	市町村行政の補完等のための仕組みの整備	<p>民間事業者の能力を活かせる場合には、積極的に活用するよう留意しつつ、以下を実施する。</p> <p>a 市町村の森林・林業行政については、林業の専門家を効果的に活用することに加え、その体制が脆弱である場合、市町村域を超えて森林の管理を行うことが効率的である場合など一定の場合には、都道府県が市町村の業務を代行できる仕組みを整備する。</p> <p>b 人材育成など広域的に行った方が効率的な業務については、都道府県による更なる取組について検討する。</p>	措置済み	農林水産省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
17	国有林事業との連携	<p>国有林事業との一層の連携を図るため、以下を実施する。</p> <p>a 林道の相互接続や伐採木の協調出荷、林業の低コスト化に向けた民有林への技術普及などの民有林との連携を進める。</p> <p>b 意欲と能力のある林業経営体への国有林野事業の受注等の機会の増大への配慮や、国有林野事業で把握している林業経営体情報の市町村に対する提供を行う。</p>	措置済み	農林水産省
18	所有者不明森林への対応強化	<p>新たな森林管理システムの構築に併せ、所有者不明森林について、固定資産税を支払う等の管理費用を負担している相続人が共有者の一部を確知できない場合には、市町村による公示を経て、市町村に対し経営・管理の委託を行えるよう検討し、実施する。</p>	措置済み	農林水産省